

## 大規模小売店舗立地法の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により以下のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により関係書類を縦覧に供する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、この公告の日から縦覧期間の終了する日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第8条第3項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

公 告 日：令和8年1月15日

届出年月日：令和7年12月18日

店 舗 名：サンリブ竹田

設 置 者：株式会社サンリブ

縦 覧 期 間：令和8年1月15日～

令和8年5月15日

縦 覧 場 所：大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県豊肥振興局

届出の概要：別紙のとおり

様式第2（第6条関係）



※受理年月日	年 月 日
※整理番号	
※備考	

変更届出書

令和7年 12月 18日

大分県知事 佐藤樹一郎 殿

株式会社サンリブ  
代表取締役 眞田義文  
北九州市若松区本町二丁目17番1号  
ベイサイドプラザ若松2F

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 サンリブ竹田  
所在地 大分県竹田市大字玉来710番地

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社 サンリブ  
代表取締役 佐藤秀晴  
北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号

(変更後) 株式会社 サンリブ  
代表取締役 眞田義文  
北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

(変更前) 小売業者一覧表

No.	名 称	代表者氏名	住 所
1	株式会社サンリブ	代表取締役 佐藤秀晴	北九州市小倉南区上葛原二丁目14番1号
2	株式会社リョーユーパン	代表取締役 荒木毅彦	福岡県大野城市旭ヶ丘1丁目7番1号
3	株式会社セリア	代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
4	株式会社海心	代表取締役 廣田俊治	大分県大分市牧上町3番16号
5	有限会社沢青果	代表取締役 澤 哲治	大分県竹田市大字竹田2580番地1
6	一般社団法人農村商社わかば	代表理事 首藤勝次	大分県竹田市大字会々2250番地
7	大華物産株式会社	代表取締役 清原成弘	熊本県熊本市南区城南町高681番地
8	サークルワーズ株式会社	代表取締役 局 聖一	大分県大分市原新町6番30号

※ (アンダーライン) は変更箇所を示す。

※色をかけたNO.のテナントは変更後において退店したものを示す。

(変更後) 小売業者一覧表

No.	名 称	代表者氏名	住 所
1	株式会社サンリブ	代表取締役 眞田義文	北九州市若松区本町二丁目17番1号 ベイサイドプラザ若松2F
2	株式会社セリア	代表取締役 河合映治	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地
3	有限会社沢青果	代表取締役 澤 哲治	大分県竹田市大字竹田2580番地1
4	一般社団法人竹田市わかば 公社	代表理事 土居昌弘	大分県竹田市大字米納659
5	株式会社ヒライ	代表取締役 平井浩一郎	熊本市西区春日7丁目26番70号

※ (アンダーライン) は変更箇所を示す。

※色をかけたNO.のテナントは新規出店したものを示す

### 3 変更の年月日

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和3年 3月 6日 株式会社サンリブの本社移転

令和6年 2月 13日 株式会社サンリブの代表者変更

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更

令和7年 6月 27日

#### 4 変更する理由

(1) 設置者の住所並びに代表者の変更

(2) テナントの入れ替え及び住所並びに代表者の変更